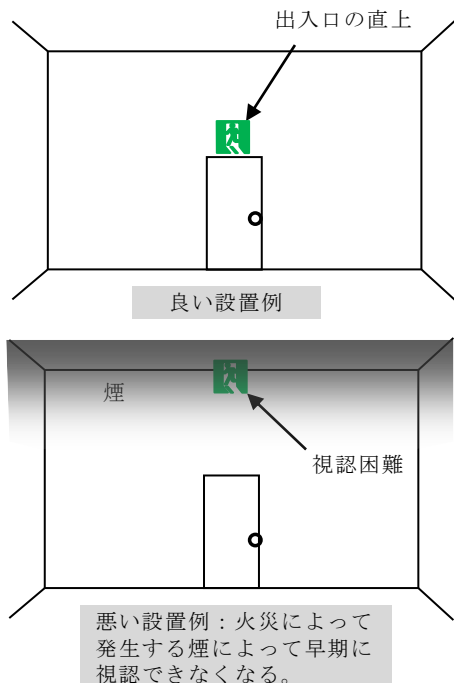


● 1 設置場所

誘導灯の設置については、規則第 28 条の 2、同第 28 条の 3 及び平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長通知「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯

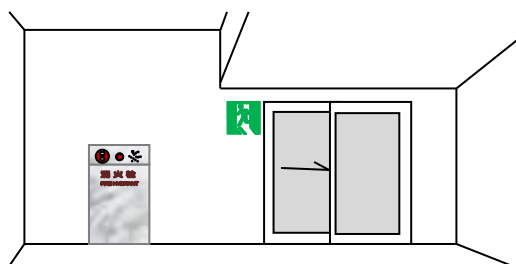
ア 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号で規定する避難口の上部とは、避難口の直近上部であること。



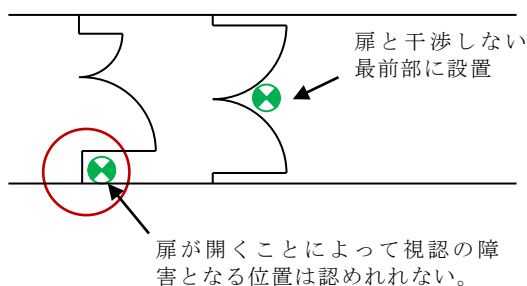
イ 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号で規定する直近の避難上有効な位置とは、上記アによりがたい場合、又は、避難の出入口から離して設置することが合理的である設置位置のことで、次の例によること。

(ア) 直近上部に設置できない場合

① 下図のように横位置に設置する場合は、視認に有効な避難口直近とし、誘導灯の下面が床面から概ね 1.8m 以上 2.4m 以内の高さであること。



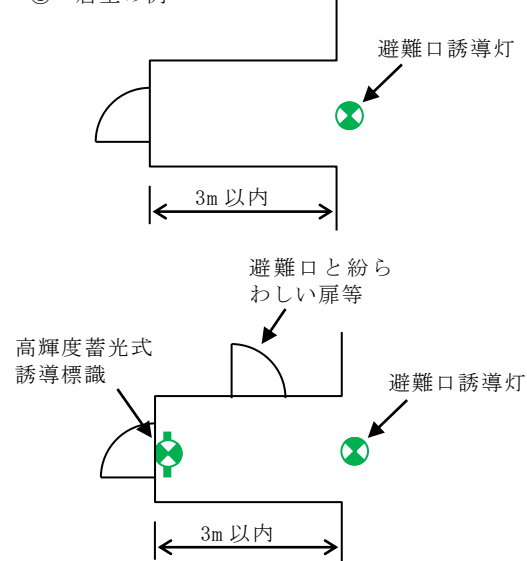
② 避難口の扉と干渉し、直近の上部に設置できない場合は、上記①の例（扉が開いた状態で視認できない位置は除く。）によるほか、当該扉と干渉しない直近の前部とすること。



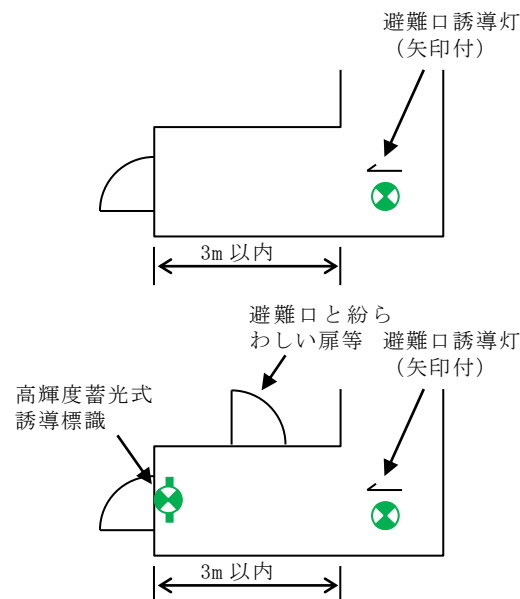
(イ) 避難の出入口から離して設置しても有効に避難できる場合

避難口から 3m 以内で、容易に避難口が認識できること。ただし、付近に避難口と紛らわしい扉があるときは、当該避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設けた場合に限る。

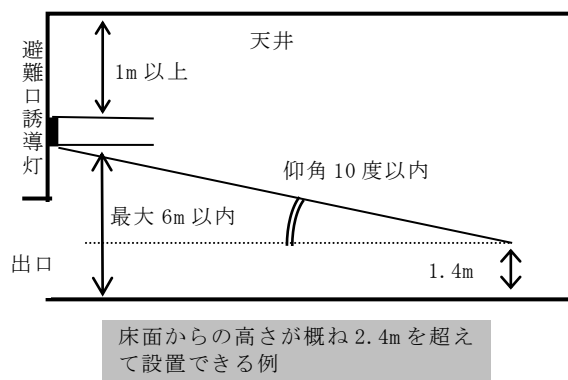
① 居室の例



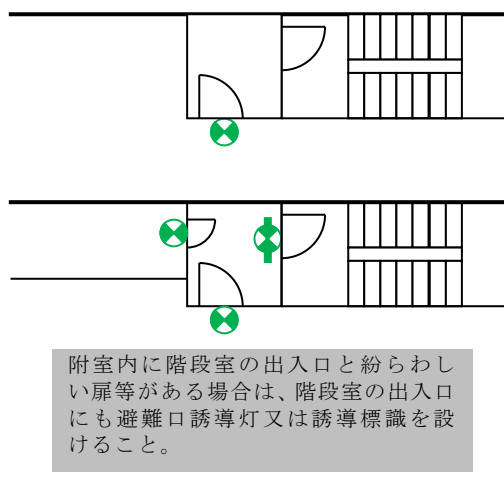
② 廊下の例



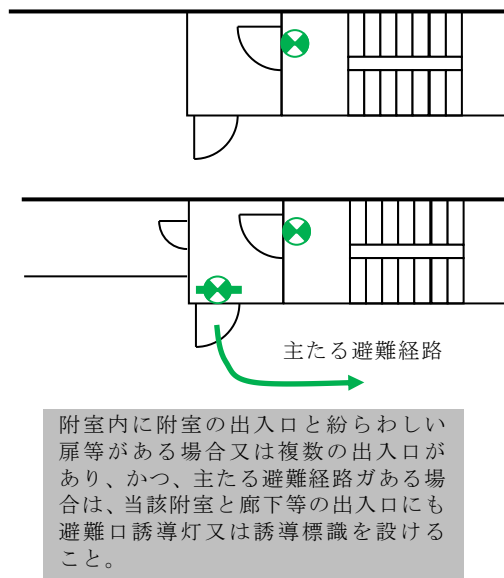
ウ 上記ア又はイに係わらず、大空間に設けるもので、他に当該誘導灯の視認を妨げるものがなく、当該誘導灯上面から天井等までの高さが 1m 以上確保されている場合であって、かつ、当該誘導灯の有効範囲内で最遠となる場所の床面から 1.4m の高さにおいて、誘導灯の下面が仰角 10 度以内となる位置（最大高さは床面から 6m 以内とする。）に設けるもの又は避難口の上端の高さが床面から 2.4m 以上で、その上部直近に設けることが適当であるものにあっては、この限りでない。



エ 附室が設けられている階段室の例
(7) 避難階以外

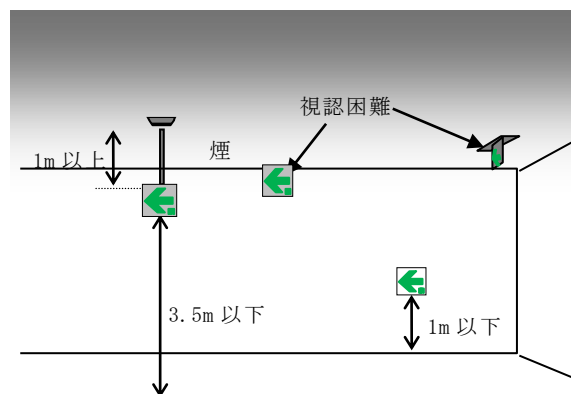


(イ) 避難階



(2) 室内通路誘導灯

室内、ロビー等に設ける通路誘導灯は、床面、床面から高さ 1 m 以下の壁面又は床面から概ね高さ 2.4m 以内の位置に設けること。ただし、大空間に設けるものにあつては前記(1)に準じるが、最大の高さは、概ね 3.5m 以下であること。



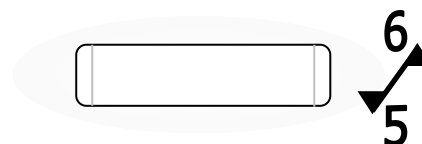
(3) 廊下通路誘導灯

廊下に設ける通路誘導灯にあつては、(2) 項ニの個室部分の通路以外であっても有効幅員 2m 以下の廊下に設ける通路誘導灯は床面又は床面から 1m 以下の位置に努めて設けること。

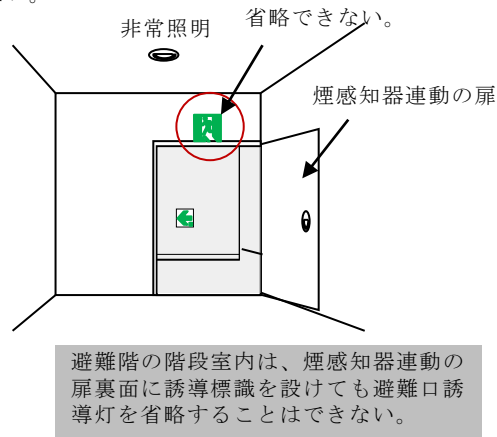
(4) 階段（傾斜路）通路誘導灯 ☆

階段（傾斜路）に設ける通路誘導灯を建基法の規定による非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で代替する場合は、非常照明の付近の見やすい位置に階数表示をすること。

なお、2 階建のものについては、避難の方向が確認できるため、階の表示等を免除することができる。



(5) ガイドライン別添第 2、2 (3) (ア) d ただし書きについては、避難階の階段室出入口の扉には適用できない。



● 2 客席誘導灯

(1) 客席誘導灯は、令別表第 1 に掲げる(1) 項及び(16) 項イ並びに(16) の 2 項の防火対象物のうち(1) 項の用途に供する部分の客席に設けること。★

(2) 上記(1) 該当する場所であっても次のいずれかに該当する部分については、客席誘導灯の設置を要しないものであること。

ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外又は屋根のみで前面が開放された観覧場等の客席

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席

ウ 非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる移動式の客席部分

● 3 点滅形及び誘導音付加形誘導灯

点滅形誘導灯及び誘導音付加形誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）の設置については、平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長通知「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

(1) 次の防火対象物又はその部分の主たる避難経路となる最終の避難口（風除室及び特別避難階段等の附室を設けるものにあっては、その入口）に設置を指導すること。 ◇(1) 平成 24 年 1 月 1 日改訂

ア 施行令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ（次号エに掲げるものを除く。）、(6)項ニ、(9)項イ及び(16)項イ（(1)項から(4)項、(5)項イ、(9)項イの部分の合計が 1,000 ㎡以上のものに限る。）に掲げる防火対象物のうち床面積が 1,000 ㎡以上で、かつ、収容人員が 300 人以上となる階

イ 施行令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ（次号エに掲げるものを除く。）、(6)項ニ、(9)項イ及び(16)項イ（(1)項から(4)項、(5)項イ、(9)項イの部分の合計が 3,000 ㎡以上のものに限る。）に掲げる防火対象物のうち延面積が 3,000 ㎡以上で、かつ、収容人員が 300 人以上となるもの

ウ 施行令別表第 1(6)項ロに掲げる防火対象物で、延面積が 1,500 ㎡以上のもの

エ 施行令別表第 1(6)項ハに掲げる防火対象物で、盲学校及び聾学校のうち延面積が、300 ㎡以上のもの

オ 施行令別表第 1(16)の 2)項及び(16)の 3)項に掲げる防火対象物のうち延面積が、300 ㎡以上のもの

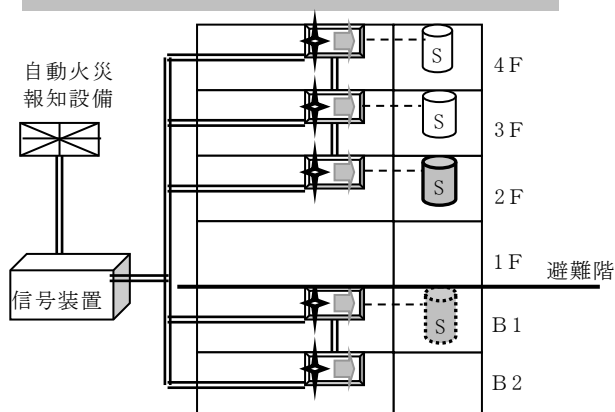
(2) 避難経路が煙に汚染された場合の点滅機能及び誘導音声機能（以下「点滅機能等」という。）の停止

点滅形誘導灯等を階段室の入口に設ける場合において、当該階段室内が煙で汚染された場合には、その点滅機能等を停止させなければならないが、その方式は、次のいずれかによること。

ア 社団法人日本照明器具工業会の技術資料「誘導灯活性化装置の動作システム」3.3「動作の停止」によること。

イ 次図のとおり階段室に設けた専用の 3 種蓄積型又は 2 種蓄積型煙感知器を誘導灯及び信号装置の停止回路に接続し、作動した感知器の設置階以上の誘導灯の点滅機能及び誘導音声機能を停止すること。

2 階の階段室内の感知器が作動した場合は、当該階以上の誘導灯の点滅機能等を停止する。



地下 1 階の感知器が作動した場合は、当該階以下の誘導灯の点滅機能等を停止する。

※ 〓 の配線は、耐熱配線又は耐火配線とすること。ただし、無電圧で作動する回路に用いるものは、この限りでない。

(3) 点滅機能及び誘導音声機能を停止しない場所に掲げる場所に設けるものは、点滅機能等を停止しないこと。

ア 避難階の最終避難口の出入口又はその部分に設ける風除室、附室の出入口

イ 屋内特別避難階段、消防庁長官が定める部分を有する屋内避難階段、屋外避難階段及び屋外階段の階段室の出入口又はその部分に設ける附室の出入口

● 4 信号装置

誘導灯信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の部屋に設けること。ただし、防火対象物の部分のみに係るもの及び照明装置と連動しているものは、この限りでない。

● 5 既存の防火対象物に対する運用

既存の防火対象物で、改修等により高輝度の誘導灯と取り替える場合は、原則として対象となる階全体が一括してガイドラインに適合するよう設置指導すること。ただし、数個の取り替えのみで、その後の改修等においてガイドラインに適合させる予定がある場合は、この限りでない。

● 6 消灯

誘導灯を消灯する場合は、次によること。

(1) 誘導灯信号装置により消灯時においても、誘導灯に内蔵の蓄電池を充電できる措置が必要であること。★

(2) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分等

★ ア 排水機場等で、防火対象物全体が常時無人となるもの

イ 防火対象物全体が定期的に無人となるもの

ウ 自然光により避難口又は避難の方向が容易に識別できる部分

エ 利用形態により特に暗さが必要となる部分

(7) 遊園地のアトラクション等で、特に暗さが必要とされる部分

① 当該アトラクションの営業中にのみ消灯できるものであること。

② 酒類、飲食の提供を伴うものは該当しない。

(4) 劇場、映画館、プラネタリウム等で、一定時間のみ特に暗さが必要とされる部分

① 当該上演時間中にのみ消灯できるものであること。

② 酒類、飲食の提供を伴うものは該当しない。

(5) 劇場、集会場等の催し物において一時的（数分程度）に特に暗さが必要とされる部分（特に暗さが必要とされる時間に限る。）

オ 主として当該防火対象物の避難経路等について熟知している当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分

(3) 消灯方法

ア 原則として手動で消灯すること。ただし、扉の施錠、アトラクションの起動等と連動して消灯するものは、この限りでない。☆

イ 消灯は、個々の誘導灯別ではなく、防火対象物全体又は消灯部分の誘導灯を一括して消灯するものであること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要となる部分を消灯する場合は、次の事項を事前に当該消灯部分の利用者に対して周知すること。

(7) 誘導灯が消灯すること

(4) 火災の際には誘導灯が点灯すること

(5) 避難経路の掲示

エ 上記ウについては、音声、映写スクリーンへの

表示、主要な出入り口の見易い箇所への表示等によること。

オ 自動で消灯する場合は、次によること。

(ア) 扉の施錠連動(当該防火対象物の最終退出者が使用する扉の施錠に限る。)

(イ) 照明器具の操作連動(当該防火対象物が無人となる場合に操作するものに限る。)

(ウ) アトラクション等の操作連動

(エ) その他、無人又は消灯が必要となる操作等との連動

(4) 点灯方法

ア 自動火災報知設備の感知器等の作動等と連動し、全ての消灯している誘導灯を点灯させること。

イ 自動火災報知設備を設けないものにあつては、前記(3)オの各操作等により点灯させること。

● 7 特殊な場所の誘導灯

(1) 冷凍庫内等の極低温環境において、適応する誘導灯がない場合に限り、次の例によって照明設備等を設置することにより誘導灯を設けないことができる(要特例申請)。

ア 主たる避難通路の床面において1ルクス以上の照度を確保できる照明装置を設ける。

イ 上記照明装置には、停電した場合において自動で切り替わり、かつ、20分以上当該照明装置を作動させることができる非常電源(◇非常電源の自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備に限る。)を設ける。

ウ 上記非常電源と照明装置間の配線は耐火性能を有するものとする。

エ 誘導標識を設ける。

(2) 天井の高さが概ね 5m 以上のホール等で、天井吊り下げ又は壁面設置が適当ではない部分には床埋め込みの通路誘導灯とすることができる。

